

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

国連海洋法条約に基づく漁獲可能量の設定及び適切な保存及び合理的・持続的な利用を図るための資源診断・動向予測・最適管理手法の検討を行うのに必要な基礎資料を迅速に整備するため、我が国周辺の漁業資源のうち全国的に重要な魚種、指定漁業等の管理対象となっている魚種について、水産研究所を中心に都道府県等の参加を得て、漁場別漁獲量の集計、標本船による魚群分布密度の把握、生物測定等の調査を実施した。

また、漁場生産力及びそのメカニズムの把握及びモデル化を検討するための調査を実施した。

2 資源管理型漁業の推進

本産業をめぐる内外の厳しい情勢のもと、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るために、漁業者の総意に基づく「資源管理型漁業」の全国的な推進が重要な課題となっている。

このため、7年度においては、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体による資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者等が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方に関する協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

3 海面養殖業の振興対策

海面養殖業は、需要の強い魚介藻類の選択的、計画的な生産が可能であるとともに200海里体制の定着に伴う沿岸漁場の有効利用を図る観点から極めて重要なものとなっており、近年、その生産量・生産金額ともにおおむね増加傾向にあり、対象種を拡大しながら発

展している。

その振興策としては、①養殖生産の合理化、養殖場の生産条件を改良するための施設整備、水産土木事業、②養殖場の環境保全に資するための、養魚堆積物を適正に回収・処理する技術の開発、非給餌・省略餌養殖対象種の開発及び養殖場の高度管理を普及させるモデル事業、③養殖生産物の安全性の確保等を図るために、漁網防汚剤の適正な使用手法の開発及び安全性に関する知識等の養殖業者・消費者への啓蒙・普及、④植物性蛋白質等を原料とする配合飼料の使用を普及させるパイロット事業を実施するとともに、7年度からは、外国産種等の新魚種の特性を踏まえた適正な飼育方法の開発、競争力を強化するための生産性の向上等を図る技術開発、日本海、北日本の海域特性に適合した養殖対象種の養殖技術の普及・実用化を実施した。

表1 7年度海面養殖関連予算 (単位:千円)	
魚類養殖対策調査費(内水面分を除く。)	41,677
養殖新技術開発事業費	71,501
養殖生産物安全対策事業費(内水面分を除く。)	19,046
漁網防汚剤適正使用手法の開発費	12,745
飼料対策型養殖パイロット事業費	49,568
養殖漁場適正配置モデル実証事業費	42,704

4 真珠養殖事業

(1) 概要

7年の海産あこや真珠の生産量は、前年度2.9%減の1,680万もんめとなった。また、需要の半数を占める輸出については、7年は淡水貝真珠を含め数量で前年比1.4%増の737万もんめ、金額で1.7%増の406億ドルとなつた。

(2) 計画生産

生産の長期性と需要の変動性を併せもつ真珠養殖業の安定的発展を図るために、漁場環境及び需要の動向に対応した計画生産を行う必要がある。

このため、農林水産大臣は「真珠養殖事業法」の規定に基づき、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて、翌年度の府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を公表することになっている。

7年度は、海産あこや貝真珠については、愛媛県ほか16府県で前年度同の1億6,040万貝、淡水いけちゅう貝真珠については、滋賀県ほか1県で前年度比35.7%増の49.8万貝とそれぞれ公表した。

(3) 輸出向け真珠の国営検査

「真珠養殖事業法」の規定に基づいて、東京及び神戸の両真珠検査所が実施している輸出向け真珠の国営検査については、7年度は両真珠検査所で1万467件、782万もんめの検査を実施したが、数量において前年度比3.5%の減少となった。

アメリカ向けの受検量は184万もんめと前年比1.7%増、スイス向けは23.2%減の129万もんめ、香港向けは12.3%減の107万もんめ、ドイツ向けは10.8%減の107万もんめであった。

5 溪河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国において重要魚種であるさけ・ますは、「溪河性魚類」として、北日本の諸河川に親魚がそ上産卵する。翌年、稚魚は降海し後海洋で成長した後、再び回帰し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また平成5年に北太平洋溪河性魚種保存条約が締結され、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、我が国の自己資源として、さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

(2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国の事業計画に基づき国営(31か所)、道営(6か所)、民間等(120か所)が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア 北海道さけ・ますふ化場(国営)

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本場(札幌)、支場(6支場)、31事業所から組織される国営の北海道さけ・ますふ化場が設置されている。

7年度は、前年度に引き続き資源の安定的維持を図り、かつ質的向上に資するための基幹河川におけるふ化放流事業、不振地域への種卵移植事業等を実施した。

また、国民の食生活の高級化・多様化に対応し、さくらます・べにざけのスマルト(降海型の幼魚)放流事業を推進した。

さらに、さくらます資源造成のための実証試験、技術開発を行うとともに、本州日本海地域のさくらます資源造成を効果的に行うための調査を行った。

イ 国営以外

7年度は、増殖施設の整備及び溪河性さけ・ます類の自然産卵を成長させるため魚道整備事業に対して助

成した。

表2 7年度北海道におけるさけ・ます

魚	種	人工ふ化放流実績(概数)		
		捕獲数 (千尾)	採卵数 (百万粒)	放流数 (百万尾)
さけ		3,776	1,322	1,032
さくらます		12	9	7
からふとます		453	171	138
べにざけ		2	1	1

(注) さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県でさけ・ます人工ふ化放流事業を実施した。これらの県では、漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げ放流しており、この事業に対して助成した。また、さけ・ます放流事業の安定的維持を図り、事業を効果的に実施するために、資源管理推進調査、安定生産促進事業を行うとともに、生産効率向上及び品質改善のための調査、日本海側の回帰率向上等を図るための調査、さくらます資源増殖振興事業、さけ・ます増殖施設の整備、自然産卵を助長させるための魚道の整備を継続実施した。

表3 7年度本州におけるさけ・ます

魚	種	人工ふ化放流実績(概数)		
		捕獲数 (千尾)	採卵数 (百万粒)	放流数 (百万尾)
さけ		1,689	1,119	952
さくらます		5	8	3

(注) 放流数には、種卵移植に由来する稚魚数を含む。
さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

表4 7年度さけ・ます放流関連予算

(単位:千円)

北海道さけ・ますふ化場	2,285,781
運営に必要な経費	1,656,648
施設費	629,133
補助金	1,195,674
放流事業費	479,855
さけ・ます安定生産促進事業費	36,565
さけ・ます増殖振興施設整備事業費	531,000
さけ・ます資源管理・効率化推進事業費	148,254

6 内水面漁業振興対策事業

(1) 内水面活性化総合対策事業費

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じての水産資源の保護増殖、釣り等レクリ

エーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じての内水面の環境保全等に寄与しており、国民生活の高度化、余暇の増大に伴う国民の憩いの場としての内水面の利用機会の増加等により、内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、河川流量の減少、水質の悪化を始めとして、高齢化や後継者不足、中山間地域の過疎化が進むなどますます厳しいものとなっている。

以上のような状況に対処して、本事業は次の3つの事業を実施した。

ア 内水面基幹地域活性化事業費

内水面漁業・養殖業が基幹的な産業の地域における内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るために、内水面総合振興計画のうちの内水面基幹地域年次別活性化計画に基づき、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を総合的、かつ、計画的に、全国30地域、1地域当たり平均事業費2億800万円で実施した。

イ 養殖産地活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外の地域で、養殖産地を対象に、単年度ごとに、内水面養殖業の振興と養殖産地の活性化を図るために、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を1か所当たり平均事業費2,800万円で実施した。

ウ 内水面関連地域活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外で、中小河川及びこれらに接する地域等を対象に、単年度ごとに、内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るために、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を1か所当たり平均事業費2,300万円で実施した。

(2) 内水面資源活用推進費

環境問題に対する国民意識の高まりの中で、湖沼・河川の自然生態環境の保全を行いながら地域の活性化を図ることが内水面漁業の振興を図る上で一層重要なとなってきている。これらに対応し、地域住民その他内水面利用者に対する内水面の実態や重要性に関する知識啓蒙普及、利用マナーの指導、具体的な情報提供を行いうための湖沼・河川の実態調査等を実施した。

(3) 養殖生産物安全対策事業費のうち内水面分

養殖業者が消費者と連携し健全な養殖実現のための検討やそのために必要となる専門知識の研修・講習を行い、さらに、一般国民の養殖現場体験や養殖業者自身による健全な養殖の成果をモニタリングを通じて、養殖生産物の安全性を一般国民に啓蒙するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 内水面漁場高度利用調査費

あゆ、ます類等の稚魚を河川や湖沼に放流すると放流魚がダムや堰の取・排水口に迷入することからその実態の調査と防止技術の開発について県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(5) 魚類養殖対策調査費のうちポストハーベスト農薬等残留防止対策調査費、養魚堆積物適正処理技術開発事業費（うち内水面分）及び新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）

養魚用飼料のポストハーベスト農薬等の有害物質に関する指導基準を策定するため、県に委託した。

また、養殖池、網いけ下における堆積物の実態調査、処理方法の検討をするため、県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

さらに、新魚種の適正飼育技術の開発や、その経済性に係わる問題を解明するため、社団法人新魚種開発協会に委託した。

(6) 重要種苗対策調査費

海産あゆ種苗の回帰率向上を図るために検討、マニュアルの作成及びうなぎ人工種苗の生産技術の開発を行いうため、県、全国内水面漁業協同組合連合会、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

表5 7年度内水面関連予算 (単位:千円)

内水面活性化総合対策事業費	886,893
内水面基幹地域活性化事業費	397,285
養殖産地活性化事業費	190,652
内水面関連地域活性化事業費	298,956
内水面資源活用推進費	40,505
養殖生産物安全対策事業費（うち内水面分）	7,339
内水面漁場高度利用調査費	7,637
魚類養殖対策調査費	38,476
うちポストハーベスト農薬等残留防止対策調査費	9,052
養魚堆積物適正処理技術開発事業費（うち内水面分）	22,037
新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）	7,387
重要種苗対策調査費	56,467

7 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るために、水産動植物の種苗の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか22県に対し8,064万6千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のとおりである。

ア 藻場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえび等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている藻場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか13道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ サケ・ます保護水面

さくらます等サケ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

新たに、資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか1県に対し補助を行った。

(2) 有害な水産動植物の駆除事業

水産資源の有効利用を図るために、有用な魚類等を大量に捕食するさめや貝類漁場においてのひとでの駆除に要する経費について、高知県ほか2道県に対し920万円の補助を行った。

(3) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産

資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るために、巡回教室(42回)、コンサルタント等の派遣(24回)、視聴覚素材の貸出し(280本)を実施した。また、年報(1回)、月報(12回)の刊行を引き続き実施した。さらに、遊漁者に対する漁場利用知識普及事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

漁村における自主的な研究実践活動に対し、7件の助成を行った。また、「水産用水基準」検討研究協議会を設置し、1995年版を発行した。

8 魚病対策

魚類防疫に関する諸問題について総合的に検討する「魚類防疫問題検討会」を開催するとともに、魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するため、「魚類防疫センター事業」として、総合推進対策、技術開発研究、魚病技術者の養成及び技術認定、輸入魚類防疫、海外悪性伝染病防疫強化対策、魚情報ネットワークシステム実用化技術開発事業等の事業を実施した。

また、補助事業については「養殖水産動物保健対策推進事業」により、全国統一的な基礎的な防疫対策として魚類防疫対策を実施するほか、出荷前の養殖魚に対する医薬品残留検査等を内容とする水産用医薬品対策を実施するとともに、有効な治療対策が確立されていないウイルス病等に対し関係都道府県による重点的な防疫対策を推進する新型伝染性疾病対策を実施した。

また、全国に拠点的な防疫管理地区を選定して、魚病発生の防止、防疫管理意識の向上等を図るために漁協等を中心とした自主的な防疫管理体制の確立を目的とし、これに要する防疫管理会議の開催、魚病連機器の整備等について助成した。

9 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るために調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のため

の調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。なお、調査船は一般漁船を用船し、これにセンターの調査員が乗船し調査に当たることになっている。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものへの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るために水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るために、浮魚礁を利用した漁場造成開発手法の確立を図るために調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、さらには人工漂流物の放流による浮魚資源の動態把握のための調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より增资が行われ、7年度末現在民間出資金合計は1億8,390万円となっている。

(4) 国 の 助 成

7年度、国はセンターに対し47億7,955万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名(常勤3、非常勤3)、職員28名

より成っている。

(6) 7年度の事業実施概要

7年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表6のとおりである。

10 漁場環境の保全等

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀、PCB等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視調査、全国の主要漁場で採捕される魚介類における有機スズ化合物等の残留状況を把握するための有害物質魚介類汚染実態調査、漁船を活用した地球的大規模の海洋汚染調査、魚介類に対する毒性試験の標準的方法を検討するための調査、酸性雨による内水面漁業への影響を予測し、その対策を検討するための調査等を実施した。

また、貝毒の毒化現象に対処するため、毒化状況等のモニタリング調査、毒化予知手法の開発等を行う貝毒対策を実施した。

(2) 発電所の大規模取放水が内湾等の漁業資源に及ぼす影響を明らかにするための大規模取放水内湾浅海域漁業影響調査を実施した。また、各種開発事業に伴う環境の変化を適切に予測評価するための漁場環境評価メッシュ図作成等事業について助成した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るために、漁場の監視、漁場油濁発生時、防除のためのオイルフェンス、油吸着剤等の整備を図るとともに、水研、水試等の連携の下に、海と魚の健康診断の調査を行う漁場保全対策推進事業について助成を行った。また、映画、テレビ等を用いて環境と調和する漁業の必要性についての啓発普及を行った。このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに公害等によって効用の低下した漁場において、プラスチック類等の廃棄物の除去、有害生物の除去等を行うことにより、漁場環境の維持・保全を図り、関係住民への啓発活動を行う水域環境クリーンアップ事業について助成した。さらに、不要となったFRP漁船等、漁業系資材の有効利用を図るためにリサイクルシステムを構築するため必要な調査研究を行った。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、シャットネラ等赤潮の発生予察、防止技術の開発、赤潮殺滅微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発、生物的・工学的手法を用いた漁場環境浄化システムの開発及び赤潮関連情報のデータベース化、ネットワーク化の技術の開発を行う赤潮対策技術開発試験とともに、赤潮による魚介類の死防止の技術開発試験を実施した。また、道府県が実施する赤潮発生に關

表 6 平成7事業年度企業化調査等の概要

漁業種類 (新漁場開発調査事業)	使用船舶 (トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量 (トン)	概要
まくろはえななわ網(新資源開発調査事業)	開発丸 (489) 日本丸 (760)	熱帯太平洋東部海域 熱帯インド洋東部海域	めばち, きはだ かつお, きはだ	173トン 3,425トン	ハワイ東方沖でめばちの好漁場を確認 インド洋東部水域で好漁場を確認, アーネットト水揚
まきき(深海漁場開発調査事業)	第8天王丸 (349) 北勝丸 (286)	熱帯太平洋中部海域(西部)海域 北太平洋中部(西部)海域	かつお, きはだ かつお, まぐろ類, さば, いわし類,	1,187トン 2,846トン	全般的に漁獲は低調 三陸沖でかつおの好漁場を確認。三陸沖から常磐沖でかたくちいわしを中心とした漁獲
いかり(新興丸)	第2新興丸 (361) 第3新興丸 (478)	熱帯太平洋東部海域, 南大西洋 熱帯西部海域	あめりかおおあかいか, あかするめ, まついか	271トン	アルゼンチン沖200海里内で実施 アルゼンチン沖のあめりかおおあかいかの漁獲は低調
かつお(新資源開発調査事業)	第18日之出丸 (359)	太平洋西部海域	かつお, びんなが	987トン	天皇海山周辺でとろがつお, びんながの好漁場を確認
がすとろ(新資源開発調査事業)	源第52住吉丸 (379)	南太平洋中部(東部)海域	がすとろ	104トン	素餌群の漁場形成を確認
遠洋底びき網(新操業形態開発実証化事業)	深海丸 (3,395)	北大西洋西部海域	からすがれい, あかうおんぐ	890トン	アエロー諸島水域でぶるーほわいていんぐリーンランド水域でからすがれいの資源調査
まき(新操業形態開発実証化事業)	平成丸 (1ヶ統2隻)	東シナ海、黄海、南シナ海	いわし類, あじ, さわら, ぶるーほわいていんぐ	2,221トン	NAFO水域フレミッシュキヤップ周辺でからすがれいの漁場を確認
沖合底びき網(新操業形態開発実証化事業)	第2星徳丸 (124)	北海道周辺及びロシア海域	いとひきだらこ, まとい, きちじ, ぬねけ, すけとつだら	1,362トン	省人・省力化による新たな操業形態の可能
〔沖合漁場等総合開発調査〕					
沖合漁場造成開発事業	第18太幸丸 (69)	北太平洋西部(日本冲合)海域	から, めばち	294トン	中層型浮魚礁の設置方向と対象魚群の回遊効果との関係についての基礎資料を収集
沖合漁場等再開発基礎調査	春日丸 (19)	日本冲合(沖縄本州沖)	海そでいか, はまだい類	2トン	冲縄本州沖の再開発に必要な海洋環境等の基礎的資料を収集
たいけい	日本冲合(日本海中北部)海(100)	日本海	いい	0.4トン	日本海中北部の再開発に必要な海洋環境等の基礎的資料を収集

する定期的なモニタリング調査及び情報伝達体制の整備について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るために(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(救済金の支給、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業)に対し助成した。また、赤潮被害救済防止対策として、養殖共済の赤潮特約に係る共済掛金の一部を助成した。

11 水産動植物の保護

(1) 地球環境の保全の一環としての野生水生生物の保護については、特に我が国に多数の産卵場がある海亀について主に産卵場においての保護に対し助成を行うとともに海亀の保護を図るために標識調査を行った。

(2) また、生態系全体の保存のため、海の生物生産機能の解明と森や水田の海の水生生物に及ぼす影響について調査を行うとともに、海砂採取による海洋生態系への影響について調査を行った。

12 漁場と他産業との合理的な調整

最近の海洋開発、他産業の海面利用の動きに対処して、沿岸海域のうち、自然条件にすぐれ、その区域内で漁場を営む者の経営の状況、海域の利用状況等からみて、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが認められるものを、都道府県は、海洋水産資源開発促進法(昭和46法律第60号)第5条に基づき、沿岸水産資源開発区域として指定できることになっており、48年度に北海道6区域、49年度に石川県3区域、51年度に北海道16区域、島根県2区域、54年度に大分県3区域計30海区が指定されている。

この開発区域については同法第9条の規定に基づき、特定行為の届出及び勧告制度の適切な運用が図られているほか、水質汚濁防止法その他の法令に基づき、漁業と他産業との調整に関して必要な措置を講ずることとなっている。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術

開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るために海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターが整備された。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備(48~58年度全国37か所)に引き続き、増強施設の整備(55~63年度全国32か所)、拠点施設の整備(60年度から)、新技術導入施設の整備(平成元年度から)及び海区拠点施設の整備(平成6年度から)が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費20億2,802万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16か所の栽培漁業センター(南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美及び八重島)において、ひらめ、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ くるまえび、がざみの種苗生産事業

国の補助事業により、日本栽培漁業協会が志布志事業場及び玉野事業場において、くるまえび種苗9,420万尾、かざみ種苗1,524万尾を生産し、16府県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額9億9,124万円でくろまぐろ栽培漁業施設ほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する助成

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るために、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入施設整備や海区全体で回避性資源を増大させる上で拠点となる先進県における施設整備に2億3,670万円(補助率4.5/10)を補助した。

さらに、従来の栽培漁業センターのみでは栽培漁業の推進が困難な県について、基本施設を補完する新たな施設整備に7億1,111万円(補助率4.5/10)を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るために、国費3億2,532万円(補助率1/2)をもって、放流技術開発事業、特定海域新魚種定着促進技術開発事業などの技術開発に助成を行った。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が前浜において「畑づくり」、「種づくり」を

一般的に行い、栽培漁業の定着化を図るため、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、3億9,727万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

また、自然的条件・社会経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るために、特定海域栽培漁業定着化強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費3億6,446万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

(4) 日本栽培漁業協会に対する助成

日本栽培漁業協会については、前記のくるまえび、がざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め1億9,807万円（補助率 定額、10/10、9/10、6/10）を補助した。

2 第4次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るために、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画により実施している。その概要是、次のとおりである。

(1) 計画期間 平成6～平成11年度（6年間）

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業等	200億円
合 計	6,000億円

なお、第4次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況（7年度）は、事業費1,290億円で、調整費等を除く計画額4,200億円に対する進捗率30.7%である。

3 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力の増大を図るために、主として共同漁業権水域内に、小規模（おおむね1,200空m³）な魚礁を設置する事業にあって、7年度においては、176か所を実施し、24億1,446万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るために、沿岸地域に存在する天然礁の周辺に、大型（おおむね2,500空m³）の魚礁を設置する事業であって、7年度においては、228か所を実施し、78億3,705万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹

敵する独立した人工礁漁場（おおむね3万空m³）を造成するため、事業実施に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

人工礁漁場造成事業調査費補助 3か所 1,500万円
人工礁漁場造成事業費補助 68か所 51億6,297万円

(4) 浮魚礁設置事業

主として回遊性魚類の回遊及び生育を効率的に行うため、一定の耐久性を有する人工的な浮体構造物等を設置する事業であって、7年度においては、4か所を実施し、3億3,200万円を助成した。

4 増養殖場造成事業

(1) 地先型増養殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るために、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

地先型増養殖場造成事業調査費補助 13か所 6,100万円
地先型増養殖場造成事業費補助 118か所 83億2,682万円

(2) 広域型増養殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るために、魚類等定着性以外の有用水産生物の発生、育成に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増養殖場造成事業調査費補助 9か所 4,600万円
広域型増養殖場造成事業費補助 66か所 43億3,503万円

(3) 人工湧昇流漁場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、海域の基礎生産力の増大を図るために、底層の栄養塩を表層まで上昇させる構造物を設置するために必要な調査及び事業を実施した。その助成内容は、次のとおりである。

人工湧昇流漁場造成事業調査費補助 1か所 500万円
人工湧昇流漁場造成事業費補助 1か所 1億円

(4) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成するため、事業実施に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は次のとおりである。

養殖場造成事業調査費補助 2か所 1,500万円
養殖場造成事業費補助 17か所 26億7,163万円

(5) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模（15万空m³以上）な魚礁漁場の造成（海域礁設置事業）及び大規模な藻場等の造成（磯根漁場造成事業）を行

い、海域の生産力を最大限に高めるための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域開発基幹事業費補助 16か所 20億9,740万円

5 海域高度利用システム導入事業

海域を立体的かつ高度に利用するため、新しい技術を用いて海域の生産性の向上を図るための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域高度利用システム導入事業費補助
6か所 3億5,050万円

6 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るために、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削等を行う大規模漁場保全事業及び事業の実施に必要な調査並びに漁場のない穫物の除去、耕うん、覆土等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 37か所 2億8,949万円
沿岸漁場保全事業調査費補助 2か所 1,050万円
大規模漁場保全事業費補助 21か所 17億8,697万円

7 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るために局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 2か所 6,600万円
沿岸漁場施設補修事業費補助 1か所 4,500万円

8 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るために、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るために調査を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業調査費補助
10か所 5,170万円

第3節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成のための体制を整備したほか、漁業労働力需給情報の収集・提供、人材育成等を行なう事業に対し助成した。

また、漁業労働環境を改善し、漁業への就業の促進を図るために、労働時間等の漁業就業環境の実態を調査した。

2 漁業労働福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るために、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者老齢福祉共済の業務運営及び漁村地域の生活実態に応じた老後の生活設計についての適切な指導・助言等を通じて、普及推進の円滑を図るために経費について助成した。

第4節 水産制度金融

1 概 况

7年度の漁業金融の状況をみると、表7のとおり8年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は2兆7,753億円となり、前年比3.4%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが2兆4,408億円、大規模漁業向けが3,343億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別貸出状況をみると、表8のとおり、系統金融機関が1兆4,664億円で最も大きく、一般金融機関が9,388億円、政府系金融機関が3,701億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が0.3%増と横ばいでいたが、一般金融機関が4.8%の減少、政府系金融機関が12.7%の減少となった。構成比をみると、系統金融機関が52.8%、一般金融機関が33.8%，

表7 漁業に関する貸出残高（総括表） (単位：億円、%)

規 模 別	金 額			構 成 比		前年比増加率	
	6／3月末	7／3月末	8／3月末	7／3月末	8／3月末	7／3月末	8／3月末
総 貸 出 残 高	28,716	28,721	27,753	100.0	100.0	0.0	△3.4
中小沿岸漁業向け	25,228	25,201	24,408	87.7	87.9	△0.1	△3.1
大規模漁業向け	3,488	3,591	3,343	12.3	12.1	0.9	△5.0

表8 金融機関別貸出残高

	金額			構成比		(単位: 億円, %)	
	6/3月末	7/3月末	8/3月末	7/3月末	8/3月末	7/3月末	8/3月末
系統金融機関	14,408	14,625	14,664	50.9	52.8	1.5	0.3
うち漁協	3,201	3,017	2,806	10.5	10.1	△5.7	△7.0
うち信漁連	6,611	7,126	7,426	24.8	26.7	7.8	4.2
うち農林中金	4,596	4,482	4,432	15.6	16.0	△2.5	△1.1
一般金融機関	9,819	9,859	9,388	34.3	33.8	0.4	△4.8
政府系金融機関	4,498	4,237	3,701	14.8	13.4	△5.6	△12.7
計	28,716	28,721	27,753	100.0	100.0	0.0	△0.0

(注) 系統金融機関については、上部機関からの借入金を差し引いた純残高を計上した。

表9 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位: 億円, %)		
	6/3月末	7/3月末	8/3月末
漁協貯金(A)	21,849	20,452	19,465
漁協貸出金(B)	8,042	7,704	7,361
漁協の貯貸率(B/A)	36.8	37.7	32.8

表10 一般金融機関の漁業に対する貸出残高

(単位: 億円, %)

	貸出残高		
	7/3月末	8/3月末	増加率
都市銀行	1,521	1,377	△9.5
地方銀行	4,316	4,167	△3.5
第二地方銀行	1,201	1,139	△5.2
信託銀行	330	341	3.3
長期信用銀行	726	677	△6.7
信託勘定	185	159	△14.1
信用金庫	1,531	1,486	△2.9
商工中金	47	42	△10.6
計	9,857	9,388	△4.8

政府系金融機関が13.4%となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

7年度における漁協貯金は、表9のとおり、8年3月末で1兆9,465億円となり、前年同期に比べ987億円(4.8%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸出金

7年度末漁協貸出金は、表9のとおり、7,361億円となり、前年同期に比べ4.5%の減少となった。漁協の貯貸率については、前年比0.9ポイント増加し、37.7%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の8年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、表8のとおり合計1兆4,664億円となり、対前年度39億円の微増となった。

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表10のとおり、8年3月末で9,388億円である。これを金融機関別にみると、地方銀行が4,167億円で最も大きく、ついで信用金庫1,486億円、都市銀行1,377億円、第二地方銀行1,139億円の順となっている。

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、農林漁業構造改善事業推進資金(沿岸漁業構造改善事業)、漁業基盤整備資金、漁業経営再建整備資金等9資金(農林漁業共通の資金を含む。)がある。

7年度の貸付決定額は表11のとおりで、354億円、前年度比25.0%の減となった。資金別には、漁業経営再建整備資金(設備)と漁船資金の金利が逆転したため、漁業経営再建整備資金が大幅に減少し、漁船資金が大幅に增加了。

表11 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位: 百万円, %)

資金名	6年度	7年度	7/6
構造改善推進(沿構)	5,216	2,528	48.5
漁業経営再建整備	10,532	0	0
中山間地域活性化	3,699	1,121	30.3
振興山村・過疎	1,538	299	19.4
漁業基盤整備	4,608	3,367	73.1
漁船	2,414	12,035	498.6
農林漁業施設	3,404	3,319	97.5
水産加工	15,666	12,624	80.6
沿岸漁業経営安定	147	125	85.0
計	47,224	35,417	75.0

(単位未満四捨五入のため不完全がある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本設備の高度化を図り、経営の近代化を促進することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

7年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、615億円となっており、前年度より32億円減少した。

用途別にみると、水産動植物の種苗購入・育成資金においては前年を27億円ほど上回り、過去最高額となつた。また、共同利用施設においては、前年を7億円ほど下回った。

表12 漁船近代化資金の用途別融資額
(単位:百万円, %)

	金額		構成比	
	6年度	7年度	6年度	7年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	2,292	3,133	3.5	5.1
漁船(20トン未満)	30,021	27,616	46.4	44.9
養殖用施設	3,963	3,481	6.1	5.7
加工用施設	6,012	3,642	9.3	5.9
漁具等施設	5,375	5,379	8.3	8.7
水産動植物の種苗購入・育成	13,892	15,884	21.5	25.8
共同利用施設	3,050	2,366	4.7	3.8
計	64,605	61,501	99.8	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	100	0	0.2	0.0
合計	64,705	61,501	100	100

表14 金融機関別保証状況及び保証残高

	保証状況			保証残高		
	5年度	6年度	7年度	6年3月末	7年3月末	8年3月末
農林中金	33,207	34,878	39,021	22,316	21,602	22,679
信漁連	40,589	43,822	47,231	101,626	92,990	109,467
漁協・加工協	69,408	76,551	76,625	147,349	152,468	137,448
銀行等	8,990	7,803	7,208	11,296	10,164	9,736
計	152,194	163,054	170,085	282,587	277,224	279,330

表15 資金種類別保証状況及び保証残高

	保証状況			保証残高		
	5年度	6年度	7年度	6年3月末	7年3月末	8年3月末
漁業近代化資金	44,884	43,738	41,926	167,995	165,130	161,411
一般資金	107,310	119,316	128,159	114,592	112,094	117,919
(うち緊急融資金)	(994)	(5,103)	(2,262)	(28,098)	(25,247)	(22,506)
計	152,194	163,054	170,085	282,587	277,224	279,330

(2) その他の制度資金

その他の制度資金の主なものとして、漁業経営維持安定資金、資源管理型漁業経営安定資金及び61年度創設の漁業経営再建資金があり、7年度については、それぞれ220億円、270億円、300億円の融資枠を設け所要の融資を行つた。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が經營、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るために合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表13 沿岸漁業改善資金実績 (単位:百万円)

	5年度	6年度	7年度
経営等改善資金	4,862	4,530	4,134
生活改善資金	84	41	28
青年漁業者等養成	107	614	808
確保資金			
合計	5,053	5,186	4,970
補助金交付額	156	223	271
対象都道府県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

本制度は「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき農林漁業信用基金が保険を行うものである。

7年度の保証状況をみると、表14のとおり、年度中の保証額は1,701億円で前年比4.3%の増加となり、年度末保証残高は2,793億円と前年比0.8%の増となった。保証残高を金融機関別にみると、農林中金、信漁連それぞれ5.0、17.7%の増加となつたが、漁協・加工協、銀行等はそれぞれ9.9%、4.2%の減少となつた。次に資金種類別にみると、表15のとおり、漁業近代化資金は、前年比2.3%減少し、一般資金は5.2%の増加となつた。

なお、7年度中の代位弁済額は29億円で前年比18億円の減少となり、この結果単年度事故率は1.7%、累計事故率は3.5%となつた。

表16 事故率の推移

	(単位：%)			
	4年度	5年度	6年度	7年度
单年度事故率	5.2	4.3	2.8	1.7
累計事故率	3.5	3.6	3.5	3.5

第5節 水産業協同組合

1 概要

8年3月末の水産業協同組合の状況は、単位組合が3,897(沿岸地区漁協1,977、内水面漁協894、業種別漁協223、漁業生産組合641、水産加工協162)、連合会が195(漁連147、信漁連35、水産加工連12、共水連1)，うち全国段階連合会が10である。

2 漁業協同組合等特別対策事業

最近の漁業の変化に伴い、漁業協同組合等の強化が要請されているところであるが、現状についてみるとまだ経営規模の零細なもの、あるいは経営不振なもののが多数存在している。そのため、これら漁協等の健全な発展を図るために、漁協系統内における経営基盤強化のための検討並びに強化方策の策定・漁協指導の充実、漁連の役職員に対して必要な知識を習得させることによりその運営の適正化を図るために研修会の開催、水産業協同組合の経営の適正化に資するための水産業協同組合監査士の養成及び活動の強化等を行う経費につ

き、前年に引き続き全国漁業協同組合連合会に助成を行つた。

3 漁協事業基盤強化総合対策事業

(1) 趣旨

最近の漁協事情を取り巻く情勢は、金融自由化の急速な進展、国際規制の一層の強化、水産物流通形態の多様化等急速に変化しており、漁協の経営も悪化している。

このような情勢に対処するため、信用事業については漁協信用事業基盤強化緊急対策を講じてきたところであるが、販売・購買事業等についても、漁業活動全体会が停滞している中で事業取扱量が減少傾向にある等厳しい情勢にあることから、合併・事業統合等の推進により信用事業以外の事業も含めた漁協事業全体の基盤強化を図つた。

(2) 漁協経営強化指導事業

ア 都道府県推進指導事業

本対策の円滑な推進を図るため、都道府県等が行う県・地区協議会の設置運営、県強化方針及び合併等マスター・プランの策定並びにその他都道府県等が行う本事業の指導推進事業に要する経費に対して補助を行つた。

イ 都道府県連合会推進指導事業

合併等推進地区の経営不振漁協等のうち濃密な指導を要すると認められる漁協に対する派遣、巡回及び駐在指導、漁協役職員の資質の向上を図るために研修会を開催及び全国漁業協同組合学校における漁協職員再教育研修への漁協職員の派遣を行つた。

ウ 全国漁業協同組合連合会推進指導事業

本事業の円滑な推進を図るため、漁業事業基盤強化総合対策検討委員会を開催し、必要な事項について協議、検討を行い、漁協経営の基盤強化に係る指導指針等の作成及び県連合会に対し、適切な指導を行つた。

(3) 漁協合併等推進事業

合併、事業統合等の計画を有する漁協が、オンライン端末機等事務・情報機器を導入する経費に対して補助を行つた。

(4) 利子補給事業

漁業経営の悪化に伴い経営が困難となっている漁協が、対策要綱に基づき財務改善計画を樹立し、融資機関が当該漁協に対し、欠損金及び固定化債権(一定の要件を満たすものに限る。)に見合う貸付金の利息を減免した場合、都道府県が当該融資期間に対してその減免した利息の一部について利子補給を行うのに必要な経費につき、助成を行つた。

4 水産業協同組合の検査

水産業協同組合の不正防止については、従来から行政検査の一層の徹底を期しているが、7年度においても組合役職員の資質の向上、組合の経営管理体制の強化等不正行為等の要因を是正するための指導を行った。

(1) 水産業協同組合検査実績等

本庁に協同組合・保証保険検査官10人を配置し、都道府県の区域又はその区域を越える区域を地区とする組合について50組合の検査を実施した。

また、都道府県知事の行う検査については、出資漁協常例検査の実施を指導した。

(2) 検査担当職員の研修会の開催

漁協検査担当職員の資質及び検査技術の向上を図るために、都道府県検査担当職員を対象に研修を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

7年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は746万8千tで、前年に比べ63万5千t（8%）減少した。

これは、まいわしが50万6千t（43%）減少したことにより加え、さば類、いか類等が減少したためである。

7年の水産物の輸入量は、前年に比べ9%増加し、358万tとなった。

7年の産地価格は、産地指數総合では92.0（平2=100）で、前年に比べ1.1%上昇した。

これは、生鮮品のまいわし、かたくちいわし、まあじ等が上昇したためである。

7年の消費地価格は、消費地総合指数では89.5（平2=100）で、前年に比べ2.3%低下した。

これは、生鮮品のぶり類（養殖）、冷凍品のまぐろ、さけ類等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水産物流通加工活性化総合整備事業

ア 趣旨

最近の我が国水産業を取り巻く情勢は、国際的な漁業規制の強化、我が国周辺水域における水産資源の急激な変動等極めて厳しいものとなっている。

また、水産物の流通・加工を巡る状況は、労働力のひっ迫、流通コストの増嵩、高鮮度志向等消費者ニ

産 府

の高度化、量販店・外食産業等の伸長に伴う物流の変化等多様な課題への対応が求められている。

このような中で漁業の健全な発展を期するとともに、水産物の中・長期的な安定供給の確保を図っていくためには、水産物产地市場が抱える多様な問題に対応しつつ、健全に育成していく必要がある。

このため、拠点的な水産物产地市場における流通加工施設を計画的かつ効率的に整備することとし、5年度から水産物流通加工活性化総合整備事業が発足した。

イ 事業の概要

(ア) 流通加工拠点整備等事業

a 流通加工拠点整備事業

年間水揚量がおおむね5千t以上で水産物の流通上重要な意味をもつ水産物拠点产地市場を対象として当該产地における卸売場建物等の流通加工施設を計画的・効率的に整備する。

(イ) モデル产地整備事業

（水揚量3万t以上、1地域5年、総事業費23億円）

(ウ) 基幹产地整備事業

（水揚量5千t以上、1地域5年、総事業費18億円）

(エ) 产地機能向上事業

（水揚量5千t以上、1地域2年、総事業費4億円）

b 広域流通加工圏整備事業

複数漁協の連携・協力の下に、広域的な流通・加工圏の形成を推進するために必要な施設整備を行う。

(オ) 1地域3年以内、総事業費12億円

(カ) 水産加工パイロット施設整備事業

消費者ニーズに応えつつ、労働問題や環境問題等の課題に対応するための先端的な施設の普及を促進するため、パイロット的な共同利用施設の整備を行う。

(キ) 補助対象施設、事業実施主体等

補助対象とする施設は、产地市場流通機能近代化施設、多温度帯対応流通加工施設、省力機能促進施設、情報処理施設、产地市場活性化施設、環境対策施設、水産加工品品質高度化施設、省エネ、少人化施設及び環境保全促進施設等である。

事業実施主体は、地方公共団体、水産業協同組合、中小企業等協同組合等となっている。

補助率は、施設の整備に要する経費の3分の1。ただし、環境対策施設は、2分の1。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工の生産（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右され

るところが大きい。7年の総生産は6年より減少しており、主要品目の動きは、次のとおりである。

ア 干製品及び塩蔵品

(ア) 煮干し

生産量は9万tで、前年並みであった。

(イ) 塩干品

生産量は23万4千tで、前年に比べ7万t(3%)増加した。品目別にみると、干しさばは3千t(16%), 干しあじは2千t(3%)増加したが、干しさんまは2千t(7%)増加した。

(ウ) 塩蔵品

生産量は30万9千tで、前年に比べ1万6千t(5%)増加した。品目別にみると、塩蔵さけ、ますが8千t(7%)増加したが、塩蔵いわしは1千t(34%)減少した。

(エ) 節製品

生産量は12万7千tで、前年並みであった。

イ わり製品

生産量は80万1千tで、前年に比べ2万2千t(3%)減少した。品目別にみると、かまぼこ類が1万8千t(3%), やきにくわが4千t(2%)減少した。これは、引き続き、需要の低迷が続いていること等によるものである。

ウ 冷凍食品

生産量は35万9千tで、前年に比べ1万t(3%)減少した。品目別にみると、魚介類が5千t(3%), 水産物調理食品が5千t(3%)減少した。

エ 油脂・飼肥料

(ア) 油脂

生産量は4万7千tで、前年に比べ2万3千t(33%)減少した。これは、油脂の大半を占めるいわし油が、まいわしの水揚量の減少により、減少したことなどによるものである。

(イ) 飼肥料

生産量は62万1千tで、前年に比べ8万8千t(12%)減少した。これは、主にまいわしの水揚量の減少によるものである。

オ 冷凍水産物

冷凍水産物全体の生産量は247万6千tで、前年に比べ44万t減少した。品目別にみると、水揚量の増加等により、たら類は1万9千t(72%), いか類は2万2千t(19%)増加したが、いわし類40万2千t, さば類が2万1千t(6%)減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 多獲性魚等の利用状況調査及び有効利用拡大技術開発等に対し助成した。

イ 水産加工品等の市場性評価、検討などの地域水

産物全国交流普及事業に対し助成した。

ウ 水産加工品についての新たな品質管理に関するマニュアル作成及び普及啓発活動等に対し助成した。

エ 水産試験場と水産加工業者が協力して新製品を開発するために必要な施設の整備等に対し助成した。

オ 水産物に特有なDHAの高度精製抽出技術の開発等に対し助成した。

カ 新たな加工原料として有望な魚種を対象として、魚肉中の不用成分の除去・抑制の技術開発等に対し助成した。

キ 水産加工業の特性に応じた窒素・磷等の効率的な除去設備の開発に対し助成した。

ク 水産加工業者が、原材料の供給事業及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して、多量に採捕され、かつ、食用としての利用度が低い水産動植物等の食用水産加工品の原材料としての利用の促進等を図るために必要な水産加工施設の取得等に要する資金については、「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」(昭和52年法律第93号)に基づき、農林漁業金融公庫、国民金融公庫及び中小企業金融公庫から長期かつ低利の資金を融通した。

ケ 水産加工業者に対し、国際規制の強化に対応した経営維持に必要な資金、近海低利用資源の食用向け有効利用を促進するための資金及び主要加工原材料近海資源を原材料とする新製品、新技術の開発、導入に必要な資金(水産加工経営改善促進資金)を融通することとし、都道府県がこれらの資金の融通を行う金融機関に対する利子補給等を行うのに必要な経費の一部について助成した。

コ 水産加工業者の大部分を占める零細な中小水産加工業者に対しては、「漁業近代化資金助成法」等により水産加工施設の近代化を促進した。

サ 「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき、地域の新たな経済的環境に即応した事業を行う水産加工業者に対して、金融及び税制上の優遇措置を講じた。

シ 水産加工業従事者に対しては、「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」等に基づき、失業の防止と円滑な職業転換を図るとともに、離職を余儀なくされた者に対しては、再就職の促進と生活安定を図った。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格動向に対処し、产地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るために、財團法人魚価安定基金が漁業生産者団体等に対し、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して产地価格が低迷する際に漁業生産者団体等がこれを一定の価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、产地及び消費価格が上昇した際に放出する事業）等の買取代金利、保管料等を助成するための必要な資金を同基金に追加造成した。

(2) 水産物需給対策情報事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な产地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成等を実施した。事業の委託先は、社團法人漁業情報サービスセンター等である。

5 水産物の消費拡大対策

(1) 水産物消費改善総合対策事業

食生活における水産物の活用を促進するため、水産物の利用動向の把握・分析、一般消費者及び栄養士等の専門家に対する水産物の有用性に関する普及啓発、地域水産物に関する情報収集と大口需要者への情報提供、学校給食メニューの開発、加工品の海外での市場開拓等を行った。事業実施主体は社團法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会であり、補助率は2分の1及び定額で助成した。

(2) 地域水産物高度化推進圏形成事業

輸入水産物との競合の一層の激化が懸念される状況において、国産水産物の競争力を高めるため、複数の漁協が連携し、広域的な協力体制をとって原料供給、選別、加工等の役割を分担しつつ生鮮及び加工品について一定の品質・数量を確保し、地域としてのブランド化を図るために、地域水産物を原料とする製品開発・改良、新規の販路開拓、加工・品質管理マニュアルの作成等を行った。事業実施主体は、都道府県であり、補助率は2分の1で実施した。

(3) 水産物流通加工改善モデル事業資金造成

流通段階を簡素化した新しいルートの開拓等を進めるため、生産地における高度加工をモデル的に行い、その全国的な推進を図るべく事業主体①全国漁業協同組合連合会、②日本遠洋旋網漁業協同組合、③全国水産加工業協同組合連合会、④北海道漁業協同組合連合会、⑤日本鰹鮪漁業協同組合連合会に対し、財團法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

表17 7年度補助金額

(単位：千円)

水産物流通加工活性化総合整備調査	2,036
水産物流通加工活性化総合整備事業	1,793,646
沿岸地域流通加工機能強化対策事業	222,606
水産物調整保管事業資金造成費	1,337,000
水産物需給対策情報事業	61,821
水産物消費改善総合対策事業	96,105
水産物流通加工改善モデル事業資金造成	96,518
地域水産物高度化推進圏形成事業	28,706
水産加工技術基盤整備事業	80,439
DHA高度精製抽出技術開発事業	44,396
水産加工新原料開発事業	48,610
窒素・燐等水産加工排水処理システム開発事業	63,103
水産加工品品質確保対策事業	4,517

6 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

7年の水産物総輸出額は1,107億8,900万円であり、前年に比べ10%減となった。

金額が増加した主な品目は、かつお、いか等であり、逆に金額が減少した品目は、まぐろ・かじき類、水産練り製品、ほたて貝等である。（表18）

また、輸出先別にみると、香港が(25%)と最も大きく、次いで米国(17%)、台湾(9%)、韓国(6%)、スイス(6%)と続いている。

イ 輸入

7年の水産物の総輸入額は、1兆7,212億3,000万円で、前年より1%増加した。

輸入額が増加した主な品目は、かに、たらの卵、たこ、たら類、魚粉類で、逆にえび、まぐろ・かじき類、さけ・ます類、うなぎ調製品、いか等の輸入は減少した。（表19）

(2) 水産物の非自由化品目

水産物の自由化は、35年以降漸次実施され、現在非自由化品目として残されているのは、いずれも輸入自由化により国内の零細多数の沿岸・沖合漁業者に悪影響を与えるおそれのあるものに限定されている。現在の非自由化品目は、次のとおりである。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍のにしん、たら、ぶり、さば、いわし、あじ及びさんま。

○生鮮、冷蔵、冷凍の上記魚類のフィレその他の魚肉、並びにたらの卵。

○乾燥、塩蔵、塩水漬け上記の魚種並びにそれらの魚類のフィッシュミール、たらの卵（くん製含む）並びに煮干し。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、

表18 95年1月～12月水産物輸出実績

品 目	数 量	金 額	単位：数量トン() 干しのり千枚 金額：上段、百万円 下段、千ドル	
			計	(66,697)
総			240,222	1,177,131
真 珠	50	38,953		413,836
貝 柱 (調 製 品)	1,450	9,939		103,341
まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	36,519	8,006		85,257
水 産 練 り 製 品	7,271	4,252		44,629
ほ た て 貝 (生・冷・凍・塩・干)	1,917	3,681		39,241
か つ お (生・冷・凍)	44,927	3,507		37,037
食 用 海 草	(66,697)	3,340		35,305
い か (生・冷・凍)	13,629	1,960		21,526
さ ん ま (生・冷・凍)	18,010	1,616		16,690
さ め の ひ れ	380	1,553		16,493

表19 主要品目輸入実績

品 名	数 量	金 額	単位：トン 金額：百万円() は千ドル	
			計	(18,446,877)
え び (活・生・冷・凍)	311,684	368,567		(3,941,054)
まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	305,706	181,887		(1,943,211)
か に	121,287	127,824		(1,363,807)
さ け ・ ま す 類 (活・生・冷・凍)	202,977	99,488		(1,065,859)
う な ぎ 調 製 品	36,159	86,300		(941,758)
た ら の 鳗 (生・冷・凍・塩・干・くん)	55,596	58,709		(648,983)
た こ (生・冷・凍)	97,898	49,906		(528,517)
た ら 類 (生・冷・凍)	215,579	48,733		(529,402)
い か (生・冷・凍)	86,244	47,013		(500,319)
魚 粉	588,377	32,924		(352,067)

塩水漬けの帆立貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○ 食用ののり及びこんぶ並びにそれらの調製食料

品。

○ワシントン条約動植物及びその派生物

第7節 漁船損害等補償制度

漁船損害等補償制度は、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づき漁船及び漁船積荷を保険の目的とするとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害のてん舗を行う相互保険で、漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組員保険、漁船積荷保険があり、このほかに、「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険がある。政府はこのうち普通保険、特殊保険、漁船積荷保険及び漁船乗組員給与保険について再保険をし、漁船船主責任保険については一部再々保険をしている。

このため、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定を設けている。

1 漁 船 保 険

(1) 普 通 保 険

普通保険には、普通損害保険と満期保険がある。

ア 普通保険の加入状況

6年度において普通保険に加入した漁船は、25万17隻、132万8,455tである。このうち普通損害保険の加入隻数は23万9,466隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）1万551隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では113隻減となっており、20t未満階層で前年比150隻増加したのに比べ、20t以上階層では191隻（7.4%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満船が88.0%を占めており以下5～9t6.5%，10～19t4.0%，20～49t0.2%，50～99t0.3%，100～999t0.8%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に7年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、65.3%の加入率となっており、このうち5t未満は65.3%，5～19tは89.6%，20～49tは81.7%，50～99tは80.3%，100～999tは86.6%となっており、無動力漁船はわずか4.0%であった。

また、保険額に対する保険金額の割合すなわち保率は、動力漁船では5t未満94.5%，5～9t92.7%，10～19t94.7%，20～49t96.4%，50～99t98.5%，100～999tは94.1%で動力漁船総数では94.5%を示し前年度を若干下回った。これらの引受保険金額額は1

兆5,207億円であって、前年度に比べて307億円の減を示している。

イ 保険料の国庫負担状況

指定漁船及び加入区における指定漁船が全船普通損害保険に加入了場合には、一定の条件のもとに国庫が、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の純保険料の一部を負担することとなっている。7年度においては、普通保険の保険料に関しては同保険に付された漁船のうち98.7%に当たる24万1,871隻が国庫負担の対象となり、純保険料153億6,240万円のうち54億8,771万円を国庫が負担したが、この国庫負担額は35.7%を占めている。

ウ 保険事故

7年度において保険金を支払った普通保険事故は72,086件、支払い保険金額は243億6,542万円であり、前年比13.3%の増となった。

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

7年度において、漁具特約の引受け件数は（特殊保険を含む）は721件で、保険金額は55億6,668万円であった。7年度中に発生した事故は1件で、支払保険金は1,200万円であった。

(2) 特 殊 保 險

7年度における特殊保険の加入は294件で、保険金額は269億975万円であり、その内訳は、北部漁場281件、257億770万円、西部漁場3件、4億1,400万円、南部漁場2件、7億8,800万円である。また保険金を支払ったものは0件であった。

2 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

51年10月から、試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、56年10月から保険機構については漁船保険組合が元受保険を、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行うことで本格実施に移行した。

更に、元年9月てん補すべき損害の区分に乗客損害が新設され、同年10月から事業を実施している。

7年度の保険契約隻数は、衝突損害247,650隻、一般損害241,218隻、乗客損害11,919隻、人命損害10,290隻となっている。

保険金額はそれぞれ1兆5,124億597万円、7兆328億1,000万円、3兆3,226億5,000万円、265億4,150万円である。また純保険料額はそれぞれ11億4,373万円、25億6,361万円、2億4,040万円、5,180万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害2,132件、12億9,921万円、一般損害862件、16億1,741万円、乗客損害50件、2億932万円、人命損害8件、1,220万円となっている。

3 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うことになっている。

漁船船主責任保険と同じく56年10月から本格実施に移行したが、國の再々保険はない。

7年度の保険契約隻数は17,439隻、保険金額238億6,700万円、純保険料3,874万円である。保険金支払い件数は16件、支払い保険金1,575万円であった。

4 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。48年10月から試験的に漁船保険組合が保険事業を漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、58年10月から漁船保険組合が保険事業を行い、國が9割について再保険事業を行うことで本格実施に移行した。

7年度の保険契約隻数は、1,284隻で、保険金額は2,256億6,852万円、純保険料額は5億8,295万円である。

また、保険金を支払ったものは14件であり、2億365万円であった。

5 漁船乗組員給与保険事業

漁船乗組員給与保険事業は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行い、その保険責任の9割について國が再保険している。7年度の保険契約は、267件であり、北部漁場265件、南部漁場2件であった。

また、保険金を支払ったものは3件であり、147万円であった。

第8節 漁業災害補償制度

1 概況

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調としてその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事

故によって、受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれしており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、7年度の加入状況は、加入件数

表20 漁業共済事業引受・支払状況（8年3月末現在実績数値）

区分	引受 (7年度契約分)				支払 (6年度契約分)		支払 (7年度契約分)	
	件数	共済限度額 又は共済償額	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金	件数	支払共済金
(漁獲共済)								
採貝・採そう業	328	20,767	16,738	981	155	785	17	35
2号漁業	9,334	102,575	74,518	3,049	2,747	2,026	11	13
まき網・敷網漁業	332	51,414	23,348	985	118	912	38	206
ひき網漁業	924	64,675	34,728	913	248	999	25	152
釣り・はえ縄漁業	578	43,973	16,890	674	154	639	12	17
の他の漁船漁業	442	12,608	7,398	310	227	367	15	41
定置漁業	2,149	82,787	57,246	2,444	755	3,785	386	2,985
計	14,087	378,799	230,866	9,356	4,404	9,513	504	3,449
(養殖共済)								
かき養殖業	2,858	11,093	6,880	615	898	519	974	633
1年貝真珠	〃	763	5,642	3,533	226	499	221	16
2年貝真珠	〃	873	4,279	3,029	160	430	274	0
真珠母貝	〃	423	442	251	16	104	4	0
1年漁はまち	〃	499	9,176	6,141	279	70	238	49
2年漁はまち	〃	1,321	57,984	41,075	1,628	245	814	78
1年魚たい	〃	131	1,634	953	85	55	59	7
2年魚たい	〃	543	8,672	3,842	106	44	81	2
3年魚たい	〃	387	10,797	5,309	126	50	205	18
ぎんざけ	〃	98	3,287	2,402	110	97	242	0
ふぐ	〃	167	3,428	2,335	139	81	177	27
1年魚かんぱち	〃	109	3,855	3,176	115	22	122	3
2年魚かんぱち	〃	144	4,843	3,726	139	13	116	12
ひらめ	〃	53	718	549	25	42	49	2
(赤潮特約)	(7,421)	(120,457)	(80,860)	759	181	366	21	173
計	8,369	125,849	83,201	3,769	2,650	3,121	1,188	1,418
(特定養殖共済)								
のり	809	73,112	44,331	1,848	614	2,925	2	1
わかめ	187	6,739	5,764	350	99	113	0	0
こんぶ	907	6,687	4,055	183	657	349	0	0
真珠母貝	0	0	0	0	0	0	0	0
ほたて貝	326	2,271	1,172	60	0	0	0	0
計	2,229	88,809	55,322	2,441	1,370	3,387	2	1
(漁具共済)								
定置網	312	2,682	1,242	74	31	82	37	79
まき網	27	417	146	30	8	24	11	19
計	339	3,099	1,388	104	39	106	48	98
合計	25,024	596,556	370,777	15,670	8,463	16,127	1,742	4,966